

令和7年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲の定める「令和7年度心理的な負担の程度を把握するための検査等実施要領」に基づいて甲が行う心理的負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）について、甲が乙に委託するに当たり次のとおり委託契約を締結する。

第1 甲が乙に委託する業務（以下「委託事業」という。）の内容は、厚生労働省「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）」に基づき実施するものとする。

2 ストレスチェックは、別紙仕様書のとおり実施するものとする。

第2 契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

第3 委託料の単価は、下表のとおりとする。

受検方法	単価（税抜）
クラウド型システム（Web）	円
紙面	円

2 乙は、委託事業が終了したときは、前項に定める委託料の単価に受検人員（Webアカウント作成者数及び、紙面作成数量）を乗じ、その額に、消費税及び地方消費税（100分の10を乗じた額（1円未満切り捨て））を加算して甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に乙が指定する金融機関に支払うものとする。

第4 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第5 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- （1）天災その他の不可抗力によって、甲、乙、いずれの責めにも帰すことができないものにより、委託事業の実施を継続することができなくなった場合
- （2）この契約締結後に生じた事情の変化により、委託事業の実施を継続する必要がなくなった場合
- （3）乙が委託事業を実施することができなくなった場合

第7 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- （1）甲が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて行う調査を妨げ、若しくは報告を拒み、又は第8の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- （2）不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。
- （3）次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合には役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙がアからエまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（4）その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

第8 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第9 乙は、第6又は第7の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第10 乙は、第9の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで

の日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 11 乙は、自己の責めに帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、その対価相当額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 12 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 8 の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第 14 乙は、第三者に対し委託事業の一部若しくは全部の実施を再委託、若しくは請け負わせたり、またはこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならないものとする。

第 15 乙は、甲より知り得た特定の個人が識別される文書や図画、または、CD ディスクなどに情報が記録されたもの（以下、「文書等」という。）について、漏洩、滅失、き損の防止など必要な処置を講じ、的確な管理をするものとする。

2 前項の規定は、この契約期間満了後及び契約解除後も同様とし、契約期間満了後及び解除後において、文書等の破棄を行なう場合は、第三者の利用に供されること

のないよう厳重な注意をもって処分するものとする。

3 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、契約の終了の日から5年間保存するものとする。

4 乙は、チェックシートについては契約の終了の日から1年、電子データについては契約の終了の日から5年間の保存期間経過後に適切な方法で消去・廃棄するものとする。

第16 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第17 委託事業の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲及び乙と協議するものとする。

第18 甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

第19 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要の都度、甲、乙協議して定める。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1） 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2） 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

（資料の返還等）

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

（個人情報の運搬）

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する（※必要がある）ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（再委託の承諾）

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先にお

ける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（実地調査）

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

（指示、報告等）

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。